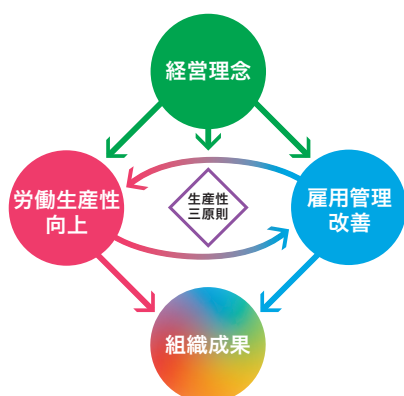


第2回

平成29年度

Excellent Workplace Award 2017

働きやすく生産性の高い 企業・職場表彰



人口減少下においても力強い成長を実現させるためには、労働者一人ひとりの労働生産性の向上を通じて「生産性革命」を図るとともに、「希望出生率1.8」や「介護離職ゼロ」を達成できるような職場づくり(雇用管理改善)を強力に推進する必要があります。厚生労働省では、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる企業・職場を表彰(厚生労働大臣賞)します。それとともに、優れた取組事例を収集し、広く啓発・普及していきます。

応募期間 > 平成29年7月14日(金)～9月15日(金)まで

働きやすく
生産性の高い
企業を表彰します！
職場(事業部・事業所)の
応募も可能です



表彰概要

応募対象

労働生産性向上の取組が図られていることと同時に、魅力ある職場づくり(雇用管理の改善)を実現している企業、職場※1

1 大企業部門

2 中小企業部門※2

※1 事業部や事業所など、特定の単位での応募も可能です。

※2 業種に関わりなく、常時雇用する労働者が300人以下の事業主が対象。

応募資格

■日本国内に活動拠点があること。営利、非営利(NPO等)の組織形態は問いませんが、官公庁・自治体等は除きます。

■応募時点において、労働関係法令に関して重大な違反がないこと。コンプライアンス(公序良俗に反する事業を行っていない等)が遵守され、社会通念上表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。

■表彰を受けた場合に、取組内容が公表可能であること。

応募方法

働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト、表彰特設ページから応募用紙をダウンロードし、応募書類を作成してください。詳細については、応募要領をご参照ください。

http://www.koyoukanri.mhlw.go.jp

働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト

検索

審査基準

「働きやすく生産性が高い企業・職場」を次の基準により、審査いたします。

■労働生産性向上(付加価値向上と効率化)※3

■雇用管理改善(働きやすい・働きがいのある職場づくり)※4

■経営理念(方針の策定・浸透)

■組織成果(組織への好影響)

労働生産性の向上と雇用管理の改善が、生産性三原則※5のもと、相互に関連性を持って改善が図られている。その好循環が経営理念として従業員に周知・浸透されており、組織の成果に好影響を与えている。

※3：労働生産性(従業員一人あたりの付加価値額)＝付加価値額／従業員数。一人ひとりの働きによって生み出される成果

※4：働きやすい、働きがいのある職場を実現するための採用・配置・人材育成、評価・処遇、ダイバーシティ推進、安全衛生、健康管理、福利厚生、労使コミュニケーション等の人事施策

※5：生産性運動の3つの原則である①雇用の維持・拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配、のこと

経営理念

労働生産性向上

雇用管理改善

組織成果

生産性三原則

スケジュール

平成29年
7月14日～9月15日

応募期間

平成29年
10月

第1次審査
書類審査

平成29年
11月

第2次審査
現地審査・ヒヤリング

平成30年
1月下旬

最終選考
受賞企業決定

平成30年
2月中旬

表彰式
シンポジウム

有識者で構成される企画審査委員会で、書類審査・現地審査(ヒヤリング)を実施のうえで表彰企業・職場を決定。

表彰・公表について

最優秀賞
(厚生労働大臣賞)

総合的に最も優れた企業・職場

優秀賞
(職業安定局長賞)

事例として優れた企業・職場

キラリと光る取り組み賞
(職業安定局長賞)

特定分野の事例で優れた企業・職場

●厚生労働省のホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行います。

●自社のパンフレットやホームページに受賞名称「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」を掲載できます。

●受賞した取組は働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイトや厚生労働省のホームページに掲載する他、好事例集を作成し、広く紹介をいたします。尚、公表内容については事前にご確認をいただきます。